

NHK 関連団体ガバナンス調査委員会 調査報告（要旨）

平成 26 年 8 月 26 日

本書は、平成 26 年 8 月 26 日に NHK 関連団体ガバナンス調査委員会（以下「本調査委員会」という。）が日本放送協会（以下「NHK」という。）の会長である靱井勝人氏に対して提出した同日付報告書（以下「本報告書」という。）の要旨である。

I. 序

1. 調査主体

本調査委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	小林 英明	（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
委員	木内 敬	（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
同	辺 誠祐	（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

2. 調査期間

平成 26 年 3 月 24 日から同年 8 月 25 日

3. 調査・検証事項

- (1) 株式会社 NHK ビジネスクリエイト（以下「NBC」という。）において平成 22 年 6 月に発覚した架空売上計上事件（以下「NBC 事件」という。）の検証
- (2) 株式会社 NHK 出版（以下「NHK 出版」という。）において平成 25 年 12 月に発覚した架空外注費計上事件（以下「NHK 出版事件」という。）の検証
- (3) NHK の関連団体における不祥事発生の再発防止策の提言

4. 調査方法

関係資料の分析の他、NHK 及び NHK の関連団体の関係者 82 人の事情聴取を行った。

また、NHK 及び NHK の関連団体の役職員から類似事案の有無や内部統制上の問題点について情報提供を募り、提供があった情報の検証を行った。

II. 調査結果

1. NBC 事件

- (1) NBC が行った調査、対応等に問題点が認められた
 - NBC が行った調査が不十分であったこと
 - 調査対象とした取引先以外にも不正の疑いがあったにも関わらず、調査対象を売掛金残高が高額である3社に限定したこと
 - 調査対象とした取引先に対する調査が不十分であったこと
 - 不正行為者が利得を得たかという点についての調査が不十分であったこと
 - NBC による調査後の対応が不十分であったこと
 - 取引先に対する未回収売掛金の支払請求を行わなかったこと
 - 不正行為者に対する民事責任を追及しなかったこと
 - 不正行為者に対する刑事責任追及への取り組みが不十分であったこと
 - 取引先から不正発覚を免れる目的で得た資金を、十分な調査を行うことなく取引先に返金したこと
 - 公表がなされなかったこと
- (2) NHK の対応、関与等に問題点が認められた
 - NHK の NBC 事件に対する関与の姿勢が消極的であったこと
 - NHK の役職員であったNBCの非常勤取締役及び非常勤監査役による監督が不十分であったこと
- (3) 発生原因
 - 役員の営利事業に対する知識、経験不足
 - 売上計上や請求手続に係る内部統制上の不備・欠陥
 - 与信管理・債権管理に係る内部統制上の不備・欠陥
 - 案件進捗管理に係る内部統制上の不備・欠陥及び管理会計の未実施
 - 内部監査の未実施

2. NHK 出版事件について

- (1) NHK 出版が行った調査、対応等に問題は認められなかった
- (2) NHK の対応、関与等に問題は認められなかった
- (3) 発生原因
 - 業務発注過程における内部統制上の不備・欠陥
 - 出版業界特有の慣行ともいえる内部統制上の不備・欠陥
 - 経費等の支払いに係る内部統制上の不備・欠陥
 - 管理職による管理・監督機能の脆弱性
 - 内部監査の未実施

Ⅲ. 再発防止策・ガバナンスに関する提言

1. NBC について

- 売上計上や請求等に係る内部統制・IT 統制の整備
- 与信管理・債権管理の強化
- 案件の進捗管理や管理会計の導入
- 内部監査の導入

2. NHK 出版について

- 校正の発注先等を含む編集製作に係る情報共有を可能とする体制づくり
- 校正業務に係る契約書や成果物の確認を可能とする体制づくり
- 経費等の支払いに係る内部統制の強化
- 権限分掌のための体制づくり
- 内部監査の導入

3. NHK の関連団体一般について

(1) NHK の関連団体に共通して認められた問題点

- 関連団体における内部統制の不備・欠陥
- 関連団体が行う自主事業に対する NHK の管理・監督機能の脆弱性
- 営利事業（子会社の場合）を経営するという自覚の欠如
- 一般財団法人において十分な内部統制を整備することなく、子会社（株式会社）と同様の収益事業が行われていること

(2) 共通の問題点の改善措置

- 関連団体における内部統制の整備
- 関連団体が行う自主事業に対する NHK の管理・監督機能の強化
- 営利事業（子会社の場合）を経営するという自覚の喚起

(3) 各関連団体において認められた個別の問題点及び改善措置

(4) 抜本的な再発防止策、ガバナンスに関する提言

➤ 関連団体の事業の整理

- 自主事業
NHK の価値の維持発展に資する事業に限定する
- 受託事業
公共放送を担う NHK グループ内で行うことが必要不可欠な事業に限定する

➤ 関連公益法人等

- 子会社（株式会社）への事業の移管
- 公益財団法人化

➤ 子会社（株式会社）

- 受託事業を行う会社と自主事業を行う会社の分離
- 同種の受託事業を行う会社の統合
- 自主事業を行う会社の統合

なお、Ⅲ. 3. (4)に記載した抜本的な再発防止策、ガバナンスに関する提言の内容を実行するには、一定程度の時間を要する上、その実現はそれほど容易でない。そのため、これらの改革の詳細については、本報告書とは別の文書（平成 26 年 8 月 26 日付「NHK 関連団体ガバナンス根本的解決策についての提言」と題する。）に取り纏め、同日付で、NHK の会長である靱井勝人氏に対して、本報告書とともに提出した。

以 上

平成26年8月26日

NHK広報局

梶井会長コメント

本日、NHK関連団体ガバナンス調査委員会より報告を受けました。報告内容を詳細に検討し、今後の経営や業務運営に活かしてまいります。

以上